

当院における入院時の食事について

当院は、厚生大臣の定める入院時食事療養費（Ⅰ）の適合病院で、京都府へ特別管理の届出を行なっております。（食第 1144 号 平成 18 年 4 月 1 日）

食事については管理栄養士が管理にあたり、適切な時間に適切な温度で提供させていただきます。

配膳時間

朝食：午前 7 時

昼食：正午 12 時

夕食：午後 6 時以降